

# 注 文 書

- 1 契約番号 2026000326
  
- 2 業務名 令和8年度御本丸公園外除草業務
  
- 3 業務場所 大崎市松山地域千石地内
  
- 4 業務期間 令和8年 月 日から令和8年10月31日まで
  
- 5 別添書類
  - (1) 特記仕様書
  - (2) 参考明細書
  - (3) 図面
  
- 6 担当課 大崎市松山総合支所 地域振興課

# 令和8年度御本丸公園外除草業務 位置図



## 令和8年度御本丸公園外除草業務 特記仕様書

### 1 除草工

- (1) 受注者は補助刈り取りを含め刈り残しがないように草刈りしなければならない。
- (2) 受注者は草の刈取り高は10cm以下として施工しなければならない。ただし、状況により草の刈取り高10cm以下で施工できない場合は監督者と協議しなければならない。
- (3) 受注者は、除草区域の集草を実施する場合には刈り草が残らないように施工しなければならない。
- (4) 除草搬出の処理は業者の責任において行うものとする。
- (5) 本仕様書及び設計書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、必要に応じて監督員と協議のうえ施工するものとする。

### 2 安全管理

- (1) 受注者は、急勾配の場所なので、作業前に現場の状況を把握して足元に注意しながら作業を行い、安全対策に努める。
- (2) 作業中は、機械のボルトの緩み等、常時点検を行なう。
- (3) 作業中は、十分な間隔を確保して他の人に近づかないようにする。

### 3 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

### 4 雇用について

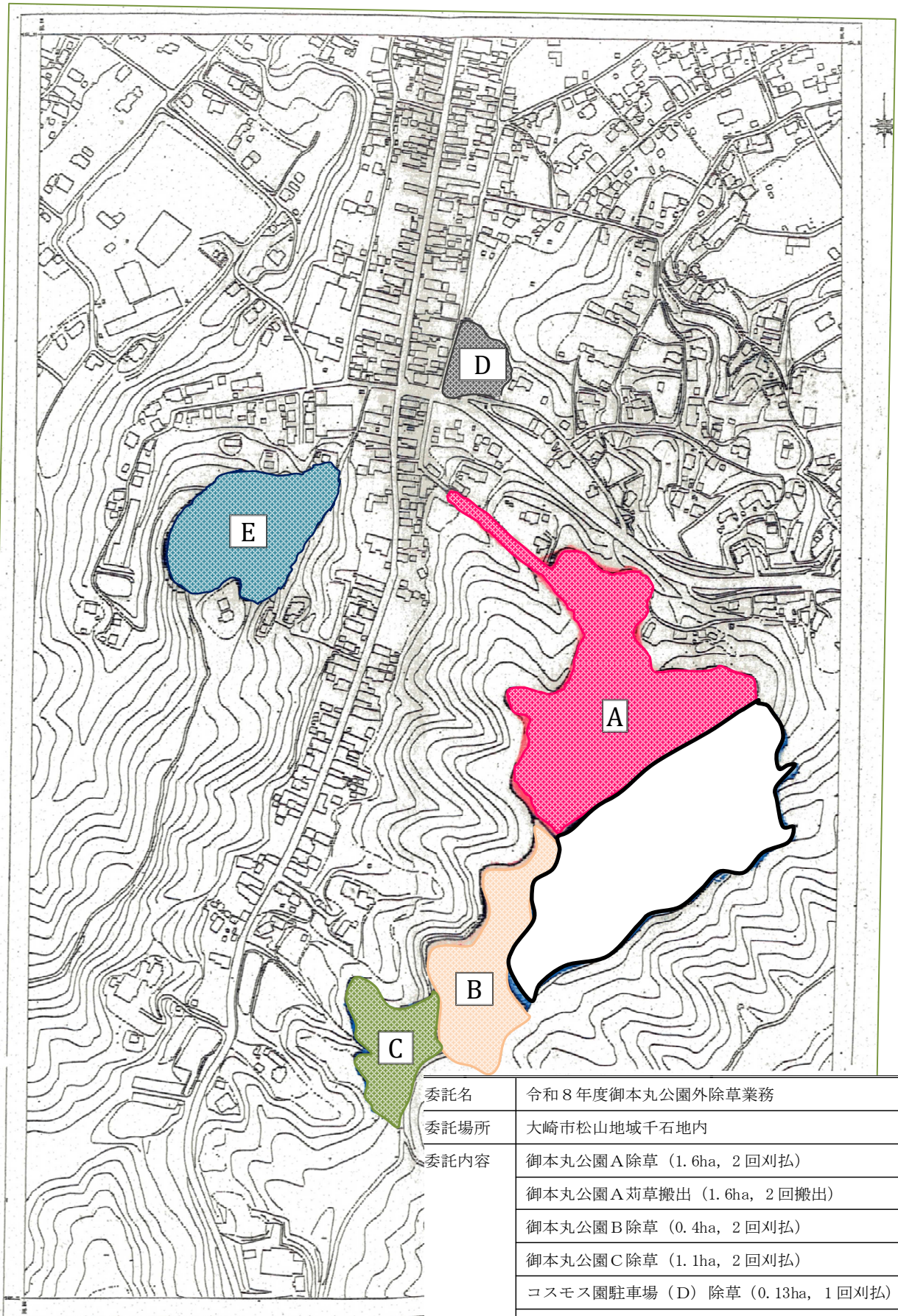
業務の実施にあたり、東日本大震災による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

# 項目別内訳表

項 目	名 称	金 額 (円)	摘 要			
業務名称	御本丸公園外除草業務					
	公園除草工					
	直接工事費計					
	1. 共通仮設費					
	2. 現場管理費					
	3. 一般管理費					
	共通費					
	計					
	業 務 価 格					
	消 費 税 相 当 額					
	業 務 費					

# 明 細 書

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価 (円)	金 額 (円)	備 考
公園除草工						
御本丸A(2回刈)	機械除草(肩掛式)	3.2	ha			1.6ha×2回
御本丸A苧草搬出(2回)	集草・積込・運搬	3.2	ha			1.6ha×2回
御本丸B(2回刈)	機械除草(肩掛式)	0.8	ha			0.4ha×2回
御本丸C(2回刈)	機械除草(肩掛式)	2.2	ha			1.1ha×2回
コスモス園駐車場(1回刈)	機械除草(肩掛式)	0.13	ha			0.13ha×1回
羽黒山公園(2回刈)	機械除草(肩掛式)	1.4	ha			0.7ha×2回
1. 計						



委託名	令和8年度御本丸公園外除草業務
委託場所	大崎市松山地域千石地内
委託内容	御本丸公園A除草 (1.6ha, 2回刈払)
	御本丸公園A 苜草搬出 (1.6ha, 2回搬出)
	御本丸公園B除草 (0.4ha, 2回刈払)
	御本丸公園C除草 (1.1ha, 2回刈払)
	コスモス園駐車場 (D) 除草 (0.13ha, 1回刈払)
	羽黒山公園 (E) 除草 (0.7ha, 2回刈払)